

II 各論

5 人権・福祉について

労働基準法の基礎知識

労働者

職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用され、**賃金を支払われる者**

使用者

事業主または事業の経営担当者その他その事業に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**

【人権・福祉】Q4

労働契約

- 期間の定めのない契約
- 一定の事業の完了に必要な期間契約
- **3年**
- 5年 高度の専門的知識等を必要とする業務契約
60歳以上の労働者の雇用

労働条件通知書

- 労働契約締結時に賃金、労働時間、その他の労働条件を**書面などで明示**する。

【人権・福祉】Q6

賃金

- 賃金の支払い
通貨で
直接
全額
毎月1回以上
一定期日に



支払う

- 最低賃金
全国平均 ¥1,000 に向け **毎年3%程度上昇中**
東京都 ¥985
鹿児島 ¥761
全国平均 ¥874

平成30年10月改定

【人権・福祉】Q11

労働時間

原則

- 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について**40時間**を超えて、労働させてはならない。
- 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について**8時間**を超えて、労働させてはならない。

しかし

- **労使協定**を締結し、労働基準監督署に届け出て、割増賃金を支払えば労働時間を延長し、休日に労働させることができる。(一般企業の従業員)
- **農業・畜水産業**の事業に従事する者は天候・季節などの要因により、労働時間・休憩・休日に関する原則は**対象外**となる。

注意点

- 農産物の加工場が別組織で運営されている場合「農業」に該当しない場合も・・・。
- 技能実習生は基本的に労働基準法の規定に準拠するものとする。(平成12年3月農水省通達)

【人権・福祉】Q8

休憩・休日

- 休憩 6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を労働の途中に与える。
- 休日 毎週少なくとも1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与える。

【人権・福祉】Q8

36協定

- 時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の代表と書面による**労使協定**を締結し、事前に**労働基準監督署長**に届け出る。

【人権・福祉】Q9

年次有給休暇

- 雇入れの日から起算して**6か月間継続勤務**し、全所定労働日の**8割以上**出勤した労働者に対し**10日**の有給休暇を与える。パートタイム労働者も同じ。ただし週の勤務日数と時間数が少ない労働者には比例付与する。

入社後半年 10日

入社後1年半 11日

入社後2年半 12日

入社後3年半 14日

入社後4年半 16日

入社後5年半 18日

入社後6年半以上 20日

- 夏休みや正月の前後に全社員が有給休暇を取得することを「**計画的付与**」という。

【人権・福祉】Q10

法定の帳簿類

• 労働者名簿

労働者の氏名・生年月日・履歴・性別・住所・従事する業務の種類(30人未満事業所を除く)・雇入の年月日・退職の年月日及びその理由・死亡の年月日及びその原因

• 賃金台帳

氏名・性別・賃金計算期間・労働日数・労働時間数・時間外 休日 深夜労働時間数・基本給 手当額・賃金から控除された額

• 出勤の記録

タイムカード・出勤簿など

就業規則

- **常時10人以上**の従業員を使用している事業場では就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添えて労働基準監督署長に届け出る。

【人権・福祉】Q11

働き方改革への対応

- 長時間労働の是正(一般企業並みの労働時間管理)
- 有給休暇の年5日の指定
- 正規、非正規労働者間の不合理な待遇差解消
- 同一労働同一賃金、均等・均衡待遇の確保
- 女性、障害者、高齢者、技能実習生・外国人の雇用
- 子育て、介護、療養との両立

【人権・福祉】Q20

年次有給休暇の取得を企業に義務付け

- 年10日以上¹の年次有給休暇が付与される労働者に対し²年5日は、使用者が時季を指定して取得させる
- 労働者ごとの³年次有給休暇管理簿は3年間保存
- 取得できない場合、労働者一人に付30万円以下の罰金

【人権・福祉】Q21

正規・非正規間の不合理な待遇差禁止

- 不合理な待遇差の禁止
基本給や賞与などの**待遇差禁止**
- 労働者に対する待遇に関する**説明義務**の強化
正社員との待遇差の内容や理由に説明を求めることができる
- 行政による助言指導や、**ADR**の整備
裁判外紛争解決手段(ADR)での紛争解決

パートタイム・有期雇用労働法 2020年4月1日施行（中小企業は2021年4月1日）

【人権・福祉】Q23

外国人労働者の就労

- 技能実習生
在留期間 3年+2年
労働時間・休憩・休日は**法の適用あり**
- 特定技能
在留期間 5年まで
農業は労働時間・休憩・休日の**適用外**
労務管理は**日本人と同じに**
直接雇用以外に**派遣も可**

【人権・福祉】Q24